

台湾民法の成年後見新制度

—実務運営についての研究

陳誠亮（台湾知的障害者親の会理事）

皆さま、こんにちは。台湾の知的障害者親の会を代表して、この場所で発表ができて非常にうれしく思います。後見制度の現実的な運用の検討についてお話をしたいと思います。私の息子は今年 28 歳です。私自身、ふだんは台湾大学の化学工業学科で働いています。台湾の民法はずっと変化していなかったのですが、8 年前、この後見人制度に関する条文が変わりました。20 歳で成年ということです。19 歳以下の人は法律的な行為能力がないということです。

この条例の中で、どのような条件の下で誰が申請するのか、裁判官が申告するのか、禁治産宣告するのかということです。民法ではこのような簡単な条文があるのですが、実際の場合、どういった人が禁治産宣告を必要としているか、保護を必要としているかということです。それぞれのケースに大きな差があるのです。例えば、事例 1 では、父親が突然死去しました。そして重度の知的障害のある息子が自らの遺産を処分できないことがあります。そして、機関の職員が、お母さんの方が、それを売ってしまったのです。それに同意しているのでしょうか。こういった紛争になるのを防ぐために、裁判官にこの子どもには独立した決定能力があるのか、もしくは後見人を必要とするのか、保護が必要なのかということ判断させようとしたのです。

台湾では軽度知的障害の者はなるべく外で働くようにと奨励しています。しかし、そこでさまざまなトラブルも起きています。例えば、1 週間で 24 台の携帯電話を注文して、その電話料金が 18 万台湾ドル（66 万円程度）にも達したというケースもあります。事例 3 では、街頭でクレジットカードを申請し、1 週間で利用限度額に達してしまいました。事例 4 のように、名義貸しで会社の責任者になり、偽造文書で訴えられた件もあります。事例 5 は、露天商に名

義を利用して多額の金額を払わされた、事例6は、保証人になって多額の負債を背負わされたというものです。

このようなひどい結果が起こるので、さまざまな現象が今起こっています。法改正前は、事例1のみが禁治産宣告の保護対象となることができました。事例2や事例3のように、周りに財産があったり、家族がいたりする場合、その家族に資産を売られてしまうことがあります。ですから、台湾では年配の者に資産がある場合は、全てではなく一部を強制信託、自益信託にし、自分の資産を適切に処分するということを勧めています。

また、ひどい双極性障害の患者が、自らの資産を適切に管理できないという問題も起きています。例えば、実際の申請とその承認の差、利用とニーズに大きなギャップがあります。その宣告を受けたとき、当人の財産の剥奪というのが申請理由で最大のものです。こういったところの制度で不足している部分があったので、今回修正を行ったのです。

では、こういった修正が行われたのか。8年をかけて修正を行いました。そして改革を行ったのです。この修正法が2009年に採択されました。11月から実施されました。どのような新しい変化が起きたのかをご説明します。これまでは禁治産宣告という名称だったのですが、これは自らの資産を管理するのを禁止するというマイナスイメージの言葉でした。ですから今回、監察保護という概念を入れたのです。成年後見制度に変わりましたが、これは後見宣言を受けた者の保護、そして人格の尊厳を守り、権益を守るということに重点があります。

また、今回新しく補助宣告というものが増えました。先ほど、双極性障害であるとか、保証人にならされた、1200万台湾ドルを払わなくてはならなくなったということがありましたが、こういった人は能力的には成年後見人宣言を受けるほどではないので、こういった場合に補助宣告という新しい枠組みができました。法律の審理の際、受け答え、フィードバックの能力があると裁判官が判断すると、補助宣告になることがあります。

では、申請についての要件ですが、午前中に韓国の学者の方のレポートを聞きました。台湾のこれまでの民法でも、心神喪失、精神薄弱によって自らの事

柄を対処できない場合が要件だったのです。でも、こういったものが心神喪失で精神薄弱なのか明確ではありませんでした。ですから、今回どのような状況であればそうなのか、例えば、自分の意思表示や描写といったところをはっきりさせるようになりました。

どのような人が申請できるのでしょうか。申立権者ですね。今までは配偶者や最も近い家族2人、もしくは検察官だったのです。それ以外の者は権利がありませんでした。でも今回、変更して、より多くの人が申立てをできるようになりました。例えば、社会福祉機関やその主管機関などです。検察官のサポートを受けて、こういったところが申立てをすることができるようになりました。こういった主管機関や社会福祉機関もこの申立権者の範囲に含まれるようになりました。

では、誰がこの後見人の人選を行うかということですが、今までの民法では順序に関する選択肢がありませんでした。全てこの優先順位で決めていました。例えば配偶者、その次が両親、その次が年長者、保護者です。しかし、家族が後見人に適切かどうかというと、そうとも限らないのが事実です。ですから、社会福祉機関や主管機関など、その他の適切な者も人選に含まれることになりました。

また、後見宣告もしくは補助宣告をした後、これは裁判官が判断するのですが、財産目録発行の立会人も派遣します。そして、後見人が全ての財産目録を書き出し、正確に作成したかを監督するのです。

今日は日本の学者の方から、必要なときに、周りの1人以上の人が後見人になることができるというお話がありました。後見人の責任は非常に大きいのです。ですからルールが必要です。今までのように、やりたいようにするということではいけないのです。ですから適切な監督が必要です。このとき、1人のみが後見人になるのは必ずしも適切ではないかもしれません。複数の者であってもいいと思います。では、こういった権利と義務があるのでしょうか。

改正前は、財産事務や身上監護など、その責任は曖昧でした。ですので、後見人の資格を得てから資産を売却するような人が現れました。現在は、民法の中で、後見人は監督を受ける必要があるとなっています。価値が1000万円で

あれば、500万円を売却する、これは善良な後見人ではないと言えます。ですから、法律的な地位は高い、しかし責任は明確ではないということがありました。

今までは家族が後見人になることが多く、家族会議で監督していたのですが、なかなかそれが難しいということで、今後は裁判所が監督するということに変わっています。不動産の購入または処分は裁判所の許可が要るということになりました。今まで、監督がしっかりしていなかったので、いろいろな問題が起きていましたが、監督があるので、その責任がもっと明確にされ、重くなっています。

ここにある事例は、私の息子のクラスメートの話です。2009年に当人の父さまが亡くなりました。当人は非常に重い知的障害者でした。ですから、親族と共に家屋2軒を共同で相続することになったのです。彼にはお姉さん、お母さんがいました。共同で相続したのです。

この家屋は他にも親族がいたので、一つの家屋を売却しようということになりました。お母さんは印鑑の登録申請を行い、当人名義の不動産を処分しようとしていました。ですので、行政の戸籍係が来ました。そして、これには禁治産宣告の手続きが必要だと判断しました。禁治産宣告が必要ということで、裁判所に行って手続きを行いました。病院で知能鑑定が必要だと言われました。10月になり、裁判所は当人を禁治産宣告の該当者とすることに同意しました。そして母親が後見人になることを認めました。その1カ月後の11月に、民法の新しい制度が施行されました。ですから、これは禁治産ではなく成年後見制度宣告になりました。

1月になり、裁判所が、後見人である母親の当人名義の家屋1軒の処分に同意しました。その手続きをするということを1カ月間公示して、順調に売却することができました。民法の新しい制度がないときであれば、母親は自分の立場で売却していたと思いますが、新しい制度で新しい手続きが行われたということです。

その後、2011年1月に2軒目の不動産を処分しようという計画が起きました。裁判所はこのとき、子どもはどのぐらいの財産があるのかを知りたいと考え、

後見人に財産目録を作成するように指示しました。そのときに、当人の姉を財産目録作成の立会人として提示することになりました。この者は全ての財産をリストアップすることができるという信用関係があったので、全ての財産を裁判所に報告し、裁判所もこれを認めました。こういった財産の処分は全て、今後、裁判所の同意が必要となります。裁判所は2011年5月に1軒目と同じように処分に同意し、最初のスタートから売却まで5カ月の月日を必要としました。母親は、今までは合法的な後見人だったので直接売却したと思うのですが、新しい制度の下では、今後は全て裁判所の同意が必要というふうに変わっています。ですから、こういった外部からの監督という力がこれからは働くのです。

毎年1700人が禁治産宣告を受けていましたが、こういった新制度ができてから、それが7600人に増えました。また、申請の比率は66%アップしました。毎年、後見の申立ては倍増しています。民法の新しい制度ができて、去年まで人数はものすごく伸びています。非常に安定した大きな伸びを示しています。

また、宣告を要求されるという状況も出ています。補助申立てというものもできました。最初は300名ほどでしたが、去年で500名ほどになっています。これも安定した伸びです。

こういった補助申立てで宣告の人は、銀行の口座をつくることができるのか、新しいクレジットカードを申請できるのか、銀行もしくはクレジットカードの会社も、その者が宣告を受けているかどうか分からないというのも事実なのですが、今まで乱用して大きな浪費が生じていたことと比べると、この補助を受けている人は、自らの力でクレジットカードに申し込みをし、この人が私の補助者であると言えます。

どの会社でも信用の記録を調べ、この人が宣告を受けている者かどうかを調べます。それによってみだりにクレジットカードを申請し過ぎることを防ぐようになっています。ここで注意すべきなのは、この赤い部分です。見たところ、2015年、5000人ほどが後見宣告や補助宣告に変更しています。4500人というのはその家族もしくは配偶者が後見人となっています。

しかし、社会福祉機関や主管機関も100近くが後見人になっています。ですから、90%が家族による後見人ですが、やはり10%ほどは社会福祉機関など

が後見人になっているということです。必要なときに適切な第三者が後見人になることができます。比率としてはまだまだ少ないのですが、民法では後見人が報酬を受けることができる、裁判官がその額を決めることができるということになっています。

経済状況を見て報酬額を決めるのですが、社会はこの可能性に対して非常に消極的です。ですから第三者が後見者になることは比率的には非常に少なく、90%が家族ということです。家族間では報酬がなかなか発生しません。日本は30%だと聞きました。ですから、台湾の10%とは違った状況であるということが言えます。では、誰がその後見人になるかということですが、やはり配偶者が多いと言えます。これも申請が必要です。90%以上が家族、5%が主管機関、社会福祉機関などであるということです。

民法の新制度について、全体的に言うと、これまでは家族を重視していました。現在は新しい追加の力を投入しています。ですから、多くの人がこういったものの力をこれから借りることができます。私が強調したいのは、当事者の最善の利益です。以上です。ありがとうございました。

台湾民法の成年後見新制度 実務運営についての研究

曾雅倫 孫一信 劉貞鳳 陳誠亮⁺



East Asia Disability Studies Forum
Ritsumeikan University • 22-23 Sep 2016

1

民法の成年後見新制度 改革の背景 成年後見は誰に必要？

知的障害者 Intellectual Disabilities	
事例A1	父親が突然死去した重度知的障害の息子、相続遺産（不動産）を（自ら）処分できず
事例A2	軽度知的障害の男性、1週間で携帯電話機24台を申し込み、電話代金の請求書18万台湾ドルに
事例A3	軽度知的障害の男性、街頭でクレジットカード申請、1週間で利用限度額に
事例A4	中度知的障害の男性、名義貸しで会社責任者となり、文書偽造で起訴
事例A5	中度知的障害の男性、露天商の偽装登録に名義を利用され、4年間で罰金50万台湾ドル
事例A6	軽度知的障害の男性、保証人となり負債1200万台湾ドル、裁判所が賠償命じる判決



法改正前に「禁治産宣告」による保護を得たのは 事例A1 のみ

民法の成年後見新制度 改革の背景

成年後見は誰に必要？

認知症高齢者 Dementia

事例B1

認知症高齢者、自分の財産を管理できず、
年下親族に不動産売却され、悲惨な老後に

強制的な自益信託？

認知症高齢者は、自身の財産を適切に
管理するために保護が必要



民法の成年後見新制度 改革の背景

成年後見は誰に必要？

深刻な双極性障害患者 Mental Disabilities

事例C1

深刻な双極性障害患者、住宅物件16軒を購入予約
手付金2000万台湾ドルは没収か？

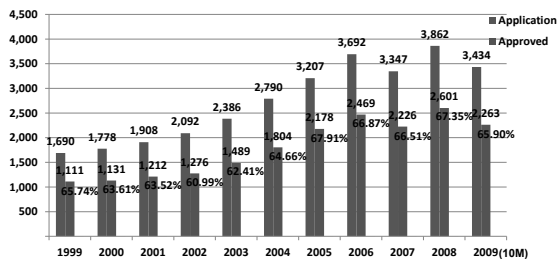
深刻な躁状態の者は、自身の財産を適切に管理するために保護が必要



民法の成年後見新制度 改革の背景 法改正前の利用状況



- ・ 利用とニーズに大きなずれ?!



事実上、当人の財産剥奪が最大の申請理由!!!
改革を求める活動
(2000-2008)

5

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
施行時期	2009年11月23日前	2009年11月23日以降
名称	禁治産宣告	成年後見宣告、補助宣告

「禁(止)治(める)(自己財産?)」→「監(察、保)護」

成年後見制度は
後見宣言を受けた者の保護に重点、
その人格の尊厳を擁護し、權益を保障。

6

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
施行時期	2009年11月23日前	2009年11月23日以降
名称	禁治産宣告	成年後見宣告、補助宣告
行為能力	「禁治産宣告」を受けた者は行為能力なし 他の選択なし！禁治産(後見)宣告のみ 禁治産(後見)宣告→行為能力なし 軽・中度知的障害者は行為無能力とはいえない→通常、禁治産(後見)宣告されず 必要に応じて分類	「後見宣告」を受けた者は行為能力なし 「補助宣告」を受けた者は、単に法律上の利益を得ることにおいて、又はその年齢及び身分、日常生活に必要な事務に基づいて行為能力を有する。民法15-2条各号の行為に従事する際に補助人の同意が必要

7

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
施行時期	2009年11月23日前	2009年11月23日以降
名称	禁治産宣告	成年後見宣告、補助宣告
申立て要件	心神喪失又は心神耗弱により自己の事務を処理できない者 旧民法第14条1項の規定は、意味が不明瞭で、適用に疑問が生じやすかった。 「精神障害又はその他の知能欠陥により、意思表示もしくは意思表示の受領ができない、又はその意思表示の効果の弁識ができない」に改正。	1. 精神障害又はその他の知能欠陥により、意思表示もしくは意思表示の受領ができない、又はその意思表示の効果の弁識ができない者 2. 精神障害又はその他の知能欠陥により、その意思表示もしくは意思表示の受領をする、又はその意思表示の効果の弁識をする能力が著しく不足している者

8

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
施行時期	2009年11月23日前	2009年11月23日以降
名称	禁治産宣告	成年後見宣告、補助宣告
申立権者	本人、配偶者、最も近い関係の親族2人又は検察官	本人、配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居の事実があるその他親族、検察官、主管機関又は社会福祉組織
	親族会議に依存？ 社会福祉主管機関や専門の社会福祉組織に申立て権限なし？！ 裁判所又は検察官が進んで申立てを行うことは、ごくまれ	申立権者の範囲拡大： 本人、配偶者、四等親内の親族、同居親族、検察官、主管機関、社会福祉組織

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
後見人の人選 後見人の順序 他の選択なし！ 当事者の最善の利益を充分に考慮せず	禁治産者の後見人は、以下の順序でこれを定める。 一、配偶者。 二、父母。 三、禁治産者と同居する祖父母。 四、家長。 五、父親又は母親でいずれか後に死亡した者が遺言により指定した者。 前項に基づき後見人を定めることができない場合、裁判所が親族会議の意見を聴取した上で選定。	配偶者、四親等内の親族、最近1年間に同居事実があるその他の親族、主管機関、社会福祉組織又はその他適当な者 裁判所は「後見(補助)宣告を受けた者」の最善の利益に基づき「後見人」、「補助人」を選定 主管機関又は社会福祉組織も「後見人」、「補助人」になれる 裁判所は「財産目録作成の立会人」を指定・派遣して後見人が確実に財産目録を作成したか否かを監督しなければならない

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
後見人の 資格、 人数	一、種類：後見人 二、人数：後見人を複数 とすることが可能 (身上監護又は財産 管理など異なる内容 の後見職務を各自担 当) 三、資格要件 未成年者、及び禁治産 者は、後見人となり得ず	一、種類：後見人、補助人 二、人数：後見人を複数とする ことが可能(身上監護又は財産管理 など異なる内容の後見又は補助の職 務を各自担当) 三、資格要件 後見宣告を受けた者を監護する法 人もしくは組織及びその代表者、責 任者、又は当該法人もしくは組織と 雇用、委任もしくはその他類似の関 係にある者は、当該被宣告者の後見 人となり得ず。未成年者、後見又は 補助宣告を受け取り消されていない 者、破産宣告を受け復権していない 者、失踪者は、後見人となり得ず。 補助人にも上述の規定を 準用。 11

民法の成年後見 新旧制度の比較

制度 項目	改正前：禁治産宣告	改正後：成年後見宣告 NEW
後見人の 職務範囲	財産事務と身上監護 後見人の責任が不明確！ 善管注意義務を 負わなければならない	1. 後見人は、後見宣告を受け た者の生活、養護・治療、 及び財産管理に関する職務 を行う。 2. 補助人は、補助宣告を受け た者が特定の行為を行う際、 同意権を有する。
監督方法	親族会議	裁判所

後見を裁判所が監督（「親族会議」に代わり）

後見人が被後見人の不動産に対して行う以下2つの法律行為は、

裁判所の許可なくして効力を生じない。

「一、被後見人に代わり、**不動産を購入又は処分すること。**

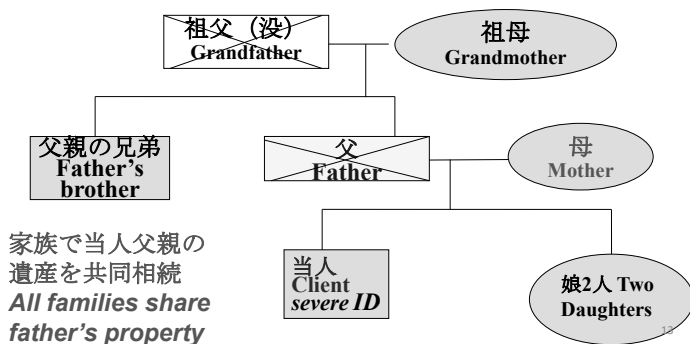
二、被後見人に代わり、被後見人の居住に供している建物
もしくはその敷地について、賃貸し、他人の使用に供し、
又は賃貸を終了すること」。

単独出資や共同経営又は法人
の責任者になること、消費貸
借、契約締結、財産の処分、
個別の状況を鑑みて指定され
る特定の行為。

民法の成年後見新制度の実施事例

Date 時期	Doer 人物	Procedure 出来事
---------	---------	---------------

当人の父親が2009年8月に死去、当人は重度知的障害者、親族と家屋2軒を共同相続



民法の成年後見新制度の実施事例

Date 時期	Doer 人物	Procedure 出来事
---------	---------	---------------

当人父親が2009年8月に死去、当人は重度知的障害者、親族と家屋2軒を共同相続

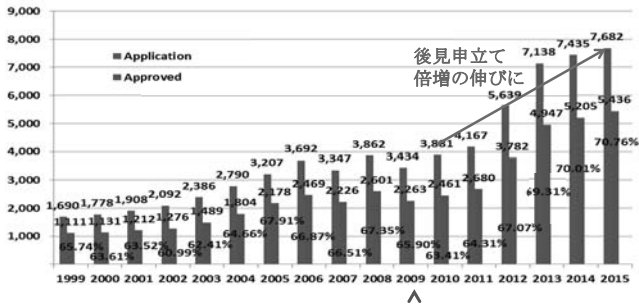
7月	2009/08/xx	母親	当人名義の不動産を処分して生活費とするため、母親が印鑑を登録申請	家屋売却
	2009/09/xx	行政職員	戸籍関係の行政職員が当人の禁治産宣告手続きが必要になる可能性ありと判断	
	2009/09/15	母親	裁判所で禁治産宣告手続き	申請
	2009/10/05	指定病院	知能鑑定、社会適応性評価	鑑定
	2009/10/23	裁判所 後見人	当人を禁治産宣告の該当者とするに同意、母親が後見人に	宣告
	2009/11/23		民法の成年後見新制度が正式施行	新制度
	2010/01/18	裁判所	後見人による当人名義の家屋1軒の処分に同意、公示	裁判所が売却に同意 1カ月間公示
	2010/02/24	裁判所	1カ月の公示期間終了、家屋1軒の処分同意に関する公文書を正式発行	14

民法の成年後見新制度の実施事例

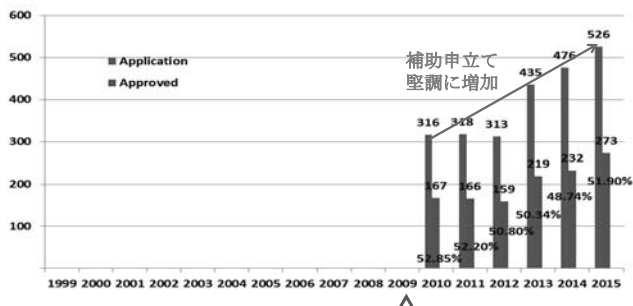
Date 時期	Doer 人物	Procedure 出来事
当人父親が2009年8月に死去、当人は重度知的障害者、親族と家屋2軒を共同相続		
2011/01/21	後見人	今度は後見人が当人の共同名義下にある2軒目の不動産の処分を計画
2011/02/05	裁判所	財産目録作成に立ち会うのに適当な人選の提示を裁判所が要求
2011/03/08	後見人	当人の姉を財産目録作成の立会人として提示
2011/04/07	裁判所	当人の姉を財産目録作成の立会人することに同意
2011/04/15	後見人 財産目録作成の立会人	財産目録作成の立会人が当人のすべての財産目録を報告
2011/04/22	裁判所	当人名義のすべての財産目録を確認
2011/05/17	裁判所	後見人が当人の共同名義下にある2軒目の不動産を処分することに同意
2011/06/23	裁判所	1カ月の公示期間終了、家屋1軒の処分同意に関する公文書を正式発行

5ヵ月

15



年度	新規受理件数	地方裁判所後見宣告案件の終結状況						
		合計	認可	部分的認可 部分的棄却	棄却	補助宣告 へ変更	撤回	管轄移転 その他
総 計	36,918	35,942	24,511	79	1,849	2,455	6,302	358
2010年	4,172	3,881	2,461	1	162	321	872	33
2011年	4,164	4,167	2,680	3	181	370	867	40
2012年	6,119	5,639	3,782	8	277	398	1,046	66
2013年	7,191	7,138	4,947	31	411	412	1,191	84
2014年	7,433	7,435	5,205	19	389	497	1,143	76
2015年	7,839	7,682	5,436	17	429	455	1,183	59



年度	新規受理件数	地方裁判所補助宣告案件の終結状況							
		合計	認可	部分的認可 部分的棄却	棄却	後見宣告 へ変更	撤回	管轄移転	その他
総 計	2,462	2,384	1,216	3	233	294	583	18	37
2010年	337	316	167	1	19	30	93		6
2011年	325	318	166		21	55	67	1	8
2012年	344	313	159		24	38	82	6	4
2013年	454	435	219		54	55	100	2	5
2014年	473	476	232		53	66	119	1	5
2015年	529	526	273	2	62	50	122	8	17

主管機関と社会福祉組織の台湾における成年後見職務実行の現況研究

2015年 案件分類	受理件数			終 結 案 件	未 結 案 件	終結状況								終結案件の申立て人						
	總 計	既 存	新 規			計	認 可	部 分 的 棄 却 ・ 部 分 的 認可	棄 却	後 見 宣 告 へ 変 更	補 助 宣 告 へ 変 更	撤 回	管 轄 移 転	そ の 他	計	本 人	主 管 機 関	社 会 福 祉 組 織	配 偶 者 又 は 親 族	そ の 他
總 計	9,677	1,309	8,368	8,208	1,469	8,208	5,709	19	491	50	455	1,305	111	688	2,088	40	81	77	7,981	29
後見宣告案件	9,038	1,199	7,839	7,682	1,356	7,682	5,436	17	429		455	1,183	103	597	6,821	19	75	68	7,494	26
後見宣告	6,133	975	5,158	5,010	1,120	5,010	3,333	2	158		442	940	81	54	5,010	4	51	59	4,878	18
後見宣告取消し	61	10	51	49	10	49	13		9		13	13	1		49	13	1		34	1
後見宣告へ変更	7		7	5	3	5	2		1			2			5			5		7
後見人の選定・変更	327	55	272	299	52	299	234	2	25			33	3	2	299		4	7	284	4
その他	2,510	159	2,351	2,319	171	2,319	1,854	13	236		195	18	32	319	2	19		2,293		3
補助宣告案件	639	110	529	526	113	526	273	2	62	50		122	8	9	526	21	6	9	487	3
補助宣告	511	92	419	411	99	411	209		33	50		107	5	7	411	6	4	9	391	1
補助宣告取消し	35	3	32	31	4	31	10		11			8	2		31	14			16	1
補助宣告へ変更	3	1	2	2		2	2								2		1		1	
補助人の選定・変更	47	9	38	47	7	47	26	2	13			4		2	47	1	1		45	
その他	43	5	38	35	3	35	26		5			3	1		35				34	1

主管機関と社会福祉組織の台湾における成年後見職務実行の現況研究

2015年 案件分類	後見/補助宣告を受けた者												後見人/補助人									
	計		18歳 未満		18歳 以上 20歳 未満		20歳 以上 40歳 未満		40歳 以上 60歳 未満		60歳 以上		性別				後見人の分類					
													計	男	女	その他	計	主管 機関	社会 福祉 組織	配偶 者又は 親族	その他	
	男	女	男	女	男	女	男	女	計	男	女	その他										計
総計	2,451	1,900	3	6	7	9	432	246	740	417	1,269	1,222	4,517	2,282	2,112	123	4,517	107	27	4,372	11	
後見宣告案件	2,267	1,789	3	6	6	7	360	211	687	386	1,211	1,179	4,205	2,143	1,952	110	4,205	98	21	4,077	9	
後見宣告申立て	2,117	1,680	3	5	6	7	338	199	607	341	1,163	1,128	3,935	2,002	1,834	99	3,935	89	19	3,818	9	
後見宣告取消し	11	6					4	2	5	2	2	2	13	6	6	1	13	1		12		
後見宣告へ変更		2											2	2	2		2			2		
後見人の選定変更	139	101		1			18	10	75	43	46	47	255	133	112	10	255	8	2	245	139	
補助宣告案件	184	111			1	2	72	35	53	31	58	43	312	139	160	13	312	9	6	295	2	
補助宣告申立て	162	99			1	2	67	32	42	26	52	39	274	125	138	11	274	7	6	259	2	
補助宣告取消し	3	1							2		1	1										
補助宣告へ変更	1	1							1				1	2		1	1	2	1		1	
補助人の選定変更	18	10					5	3	8	5	5	2	36	14	21	1	36	1		35	18	

19

民法の成年後見新制度実施のまとめ



- ✓ 家長団体の代表が後見宣告と補助宣告に関する個々の案件の討論に参加
- ✓ 主管機関と社会福祉組織が個々の案件の申請又は後見に積極的に介入
- ✓ 裁判所が当事者の最善の利益に基づき後見人又は補助人を弾力的に選任
- ✓ 裁判所が後見宣告又は補助宣告を受けた者の権益を直接監督

20

Parents' Association for Persons with Intellectual Disabilities
in TAIWAN



Guardianship over Adults
in Taiwan



Thank You
Questions ?

